

令和8年度 京都市立梅津中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

(3) いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

(4) いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受

けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

[開催] 週1回（緊急に対応を要する場合は、この限りではない）

[構成] 校長 教頭 各学年主任 生徒指導主事 補導主任 教育相談主任
生徒会主任 養護教員 スクールカウンセラー

[役割] ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施計画の策定、進捗状況確認、定期的検証
・教職員の共通理解と意識啓発（主に学校長・教頭・生徒指導主事）
・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取（主に校長・教頭）
・個人面談や相談の進捗状況の把握、及びその集計（主に教育相談主任）
・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（主に補導主任・生徒指導主事）
・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に指導・支援を行う。
・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断せず情報の共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。
・年度当初の全校集会で、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

[内容] ・毎週金曜日に生徒会活動・補導報告・スクールカウンセラー報告・保健室からの報告・各学年報告を中心に報告会を行い、各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

①全教職員へのいじめ防止に対する基本的な考え方の共有と徹底

- ・生徒指導における自己指導力の育成をねらいとして、「自己存在感の感受」「共感的人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識することが、いじめ防止につながることを職員会議や研修などで共有していく。
- ・学校基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画を定める。（年間計画表参照）
- ・いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

②校内パトロールの実施

- ・必要に応じてフロアーを巡回し、様子の確認と未然防止に努める。また、状況に応じて課題を抱える生徒の支援を行う。
- ・登校時間は正門で生徒の様子を確認し、声掛けを行う。遅刻生徒については登校した際職員室に登校した旨を伝えるよう促し、教室に入る前に生徒の様子を観察と声掛けを行い、未然防止に努める。
- ・昼休みに正門、グラウンド、各学年フロアーを教師が巡回し、休み時間中の生徒の様子を確認と未然防止に努める。
- ・パトロールを通じて生徒とのコミュニケーションや関わりを深め、生徒と教師の信頼関係を築くと共に、教職員全体で全校生徒を見守る意識を高める。

③授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。また、学ぶ意欲を大切にされた教育活動を推進し、学習内容や学習形態（4人グループ）を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的な学習規律の確立に努める。

④道徳教育・人権教育の充実

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。また、人権教育では人権教育主任を中心に、人権教育週間において道徳教育と連携した授業を実施し、いじめの防止等の基礎となる道徳的資質を培う。道徳では、評価についても工夫する。

⑤体験活動の充実

職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間・特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑥生徒が自主的に行う活動の支援

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑦生徒への啓発

生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。また、いじめのない安心して通える梅津中を創るための「梅津の志」「いいことばの日」の取組を通して啓発活動を行い、充実させる。

⑧保護者への啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。
- ・年度初めに「スマートフォン（携帯電話）に係る子どもへの指導について」を配布し、スマホ・ケータイのマナー徹底と家庭内でのルールを策定する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

①担任（副担任）と保護者の連携

- ・共感的人間関係を基盤とできるように、日々の生徒とのコミュニケーションを大切にしながら、家庭訪問等で保護者との連携を強化し、学校と家庭が生徒の少しの変化を見逃さない姿勢を示す。担任だけで抱えることなく、学年教員、部活動顧問、養護教諭、SC、SSW とも、いつでも繋がれる体制を構築する。

②教育相談の実施

5月と10月に、教育相談アンケートをもとにして個別に二者懇談を行う。

③いじめに対するアンケートおよびクラスマネジメントシートを複数回実施

生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり、早期の支援・指導を行う。

④日常の生徒観察や臨時の教育相談

学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて、生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- すべての児童生徒間トラブルをいじめではないのかという認識のもと、対応にあたり、なぜ起こったのかの背景（心理要因、環境要因、性格要因）聞き、原因を見つけ、今後の手立て一緒になって考え、生徒、保護者共に共通理解する。
- いじめを起こさない（未然防止）、起こった時の素早い対応（具体的に機能する対応マニュアル）、事後指導と振り返り（事実関係の解明と原因の追究を行い、そこから出てきた課題をもとに、今までの指導方針の見直しを実施）、さらに、被害を受けた生徒のメンタルケア、及び加害生徒を含む全校生徒への丁寧な個別・全体指導を行う。
- 初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの周知）解決に向けた取り組みを行う。
- いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- インターネット・SNS 等によるいじめは、保護者の了解のもと、できる限り事実を確認し指導に当たる。いじめに関わる画像・動画等の拡散防止と被害生徒へのメンタルケアを行う。また、同時に生徒に情報モラルを身につけさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害にあたり、被害生徒や家族に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

（個人情報取扱い） * 京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するにあたっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

- 【いじめ対策委員会で共有】
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（教済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ①教科会を充実させ、授業改善について研鑽を行う。
- ②年度当初の4月に、学級開きや生徒との関係作り、保護者対応の研修を実施する。
- ③夏季休業期間等に、生徒指導についての校内研修を実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・被害生徒の保護者に対し、電話・連絡帳等で済ませず、複数の教職員で家庭訪問を行い、整理した事柄と今後の指導方針等を説明する。
- ・加害生徒の保護者に対し、電話・連絡帳等で済ませず、原則、来校してもらうように求め、整理した事柄と今後の指導方針等を説明し、保護者と連携して生徒を指導する。
- ・被害届が提出されている場合は、警察、教育委員会（生徒指導課）と十分連携をとる。

5 重大事態への対処

以下のような場合は重大事態として対処する。

- ①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②相当の期間（30日程度）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

重大事態が発生した場合、いじめ対策委員会において重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係などその他の必要な情報を適切に提供する。また、教育委員会に対し調査結果を報告し、その他関係機関と連携しながら必要な措置をとる。いじめ解決の判断は、指導が終了した日から3ヶ月後に行い、被害生徒、被害生徒の保護者の聞き取り等によって情報を得ると共に、「いじめ対策委員会」で共有し判断する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）①② 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会①、② 「生徒指導について共通理解」 「各学年方針の共有」	・入学式 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・学級開き ・学年集会 「今年度大切にしたいこと」 ・学級目標決め ・いいことばの日	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・プリントでスマホの使い方等の啓発 ・休業中の連携 ・個別懇談週間
5	◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）③～⑤ 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「教育相談実施に向けて」	・憲法月間の講話 ・教育相談①（全学年） ・いいことばの日 ・修学旅行 ・チャレンジ体験	・教育相談アンケート①	・個別懇談週間 ・PTA 挨拶運動 ・学校運営協議会

6	<p>◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）⑥～⑨ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆小中連絡会・小中合同研修会 「授業参観と情報交換」</p>	<p>・生徒総会 ・いいことばの日</p> <p>【1年】非行防止教室 【3年】薬物乱用防止教室</p>	<p>・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・第1回クラスマネジメントシート</p>	<p>・PTA 挨拶運動</p>
7	<p>◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）⑩⑪ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 「生徒会学習会について」</p>	<p>・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・いいことばの日</p>	<p>生徒理解・支援シートの作成</p>	<p>・三者懇談会 ・PTA 挨拶運動 ・地生連夜間パトロール</p>
8	<p>◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）⑫ 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆小中合同研修会 「意見交流」</p>	<p>・リーダー研修会 「よりよい学校にするために」</p>	<p>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討</p>	<p>・PTA 挨拶運動 ・地生連挨拶運動</p>
9	<p>◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）⑬⑭ 「学校評価の実施に向けて」</p>	<p>・梅津エキスポに向けての取組 ・いいことばの日</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）⑮～⑰ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」</p>	<p>・梅津エキスポ総合学習発表 展示発表 合唱コンクール ・梅津エキスポ体育の部</p> <p>・いいことばの日 ・教育相談②（1, 2年）</p>	<p>・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談アンケート②（3年進路相談）</p>	<p>・学校評価の実施 ・学校運営協議会</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）⑱～⑳ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆職員会議・研修会④ 「学校評価に基づく改善策について」</p> <p>◆小中合同研修会 「小中合同授業交流」</p>	<p>・いいことばの日 【1・2年生：校外学習】 ・小学生授業体験 【2年】防煙教室 KDDI ケータイ教室</p>	<p>・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②</p>	<p>・進路保護者会</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）㉑～㉒ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<p>・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・いいことばの日</p>	<p>生徒理解・支援シートの作成</p>	<p>・三者懇談会 ・入学説明会</p>

	て」			
1	◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）⑲～⑳ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・ いいことばの日		・ PTA 挨拶運動
2	◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）㉑～㉒ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について㉑ PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめの防止等基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・ いいことばの日 ・ 3年生送る会に向けての取組		・ 学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会（生徒指導委員会）㉓～㉔ 「学校評価の結果について㉑ PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し㉓ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめの防止等基本方針について」	・ 3年生を送る会 ・ 卒業式 ・ 学級のまとめ ・ 学年集会 ・ いいことばの日	・ 記名式アンケートの保管 ・ クラスマネジメントシートデータ保管 ・ 生徒理解・支援シートの作成	・ 学校運営協議会
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月） ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」 ・ 「校内生徒指導研修」 ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」 <p>※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。</p> <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。</p> <p>※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。</p>				